

## 市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大 (広島市)

### 1 求める措置の具体的な内容

事務の適正化や住民の満足度向上に繋げるため、市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大を求める。

### 2 提案理由

市町村は、住民からの届出の受付等、国民年金事務の一部(後述の項番3(1))を担っている。

市町村の窓口にて、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応には年金記録の確認を要する。その確認手段は、主に3種類(後述の項番3(2))あるが、住民サービス向上の観点から、いずれも課題がある。

これらの課題は、例えば、日本年金機構が業務で使用するウインドマシンについて、現在は市町村が貸与を受けて活用できる業務が極めて限定(※)されているが、この貸与基準を変更し、希望する市町村においては、法定受託事務及び協力・連携事務に幅広く活用できるようにすれば、改善につながる可能性が高い。

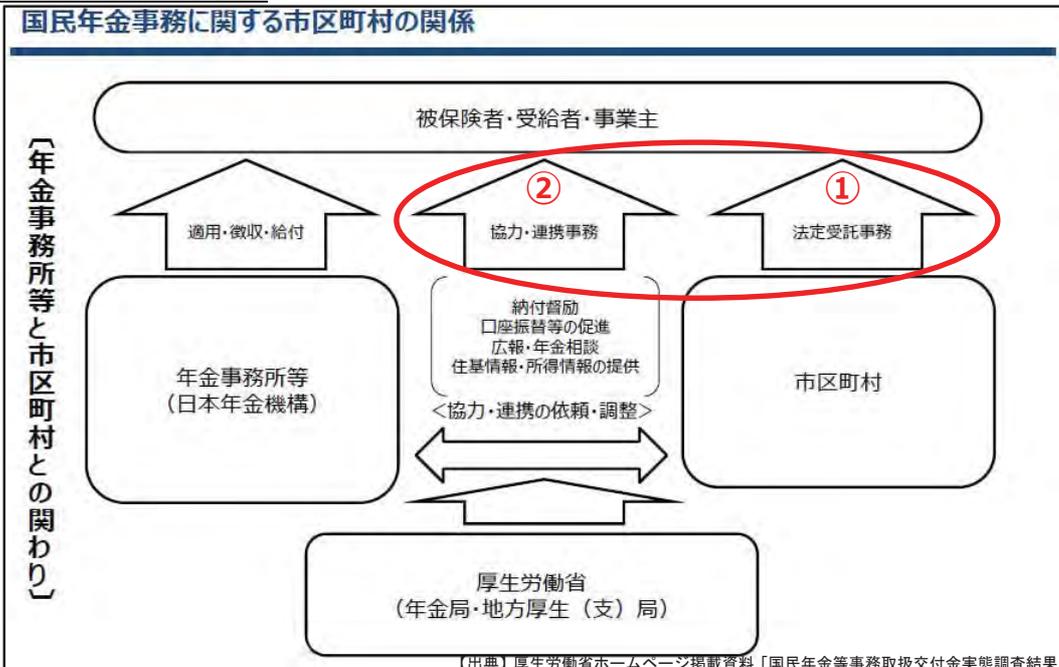
※「ねんきん特別便」等に関する年金相談。

### 3 市町村における国民年金事務の概要について

#### (1) 事務の内容

年金事務所、事務センター等日本年金機構(以下「機構」という。)と市町村の関わりは、次の図のとおりである。そのうち、市町村が主に行っている事務は次の2種類である。

- ① 法定受託事務
- ② 協力・連携事務



なお、それぞれの事務の概要は、次ページのとおりである。

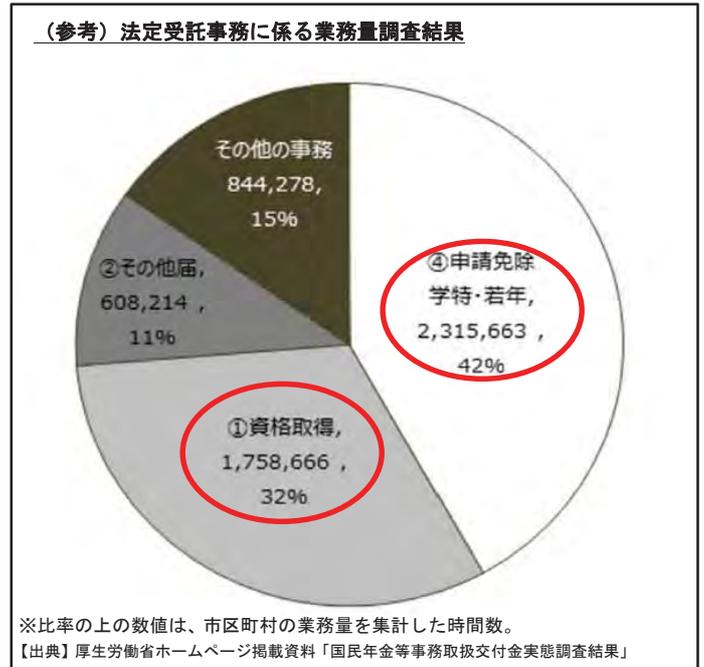
## ① 法定受託事務

国民年金制度のうち、一部の事務については、法令に基づいて市町村が処理している。事務の内容は別表のとおりであり、主に届書等の受付や形式審査、報告事務が対象である。

なお、1,623市町村の集計結果（後述の注釈「※」を参照。）によると、特に割合が大きいのは、①申請免除等及び②資格取得に係る事務であり、本市においても、平成27年度末時点で、それぞれ①約4.5万件及び②約2万件と、相当数の件数が対象となっている。

〔※「国民年金等事務取扱交付金実態調査結果」より。〕

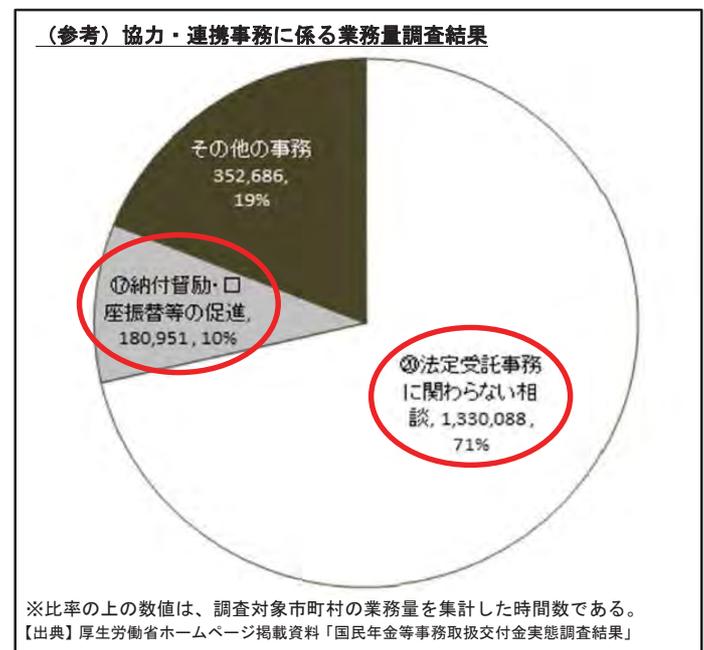
平成25年度において、全市町村（1,742市町村）を対象に総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で行われた調査。以下「実態調査」という。



## ② 協力・連携事務

地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際、法定受託事務と整理されなかった事務について、被保険者に対するサービス低下を来さないよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施しており、内容は別表のとおりである。

なお、実態調査の集計結果によると、特に割合が大きいのは、①法定受託事務に関わらない相談及び②納付督促・口座振替等の促進に係る事務であり、本市においても、平成27年度実績で、それぞれ①約8万件及び②約4万件と、相当数の件数が対象となっている。



(2) 事務に必要な年金記録の確認について

ア 年金記録の確認手段

主な手段としては、一覧表のうち①から③までの3種類がある。

それに加え、機構に特定の業務への協力を申し出た市町村においては、④のとおり、その業務目的の範囲内でウインドマシンによる年金記録の確認が可能である。

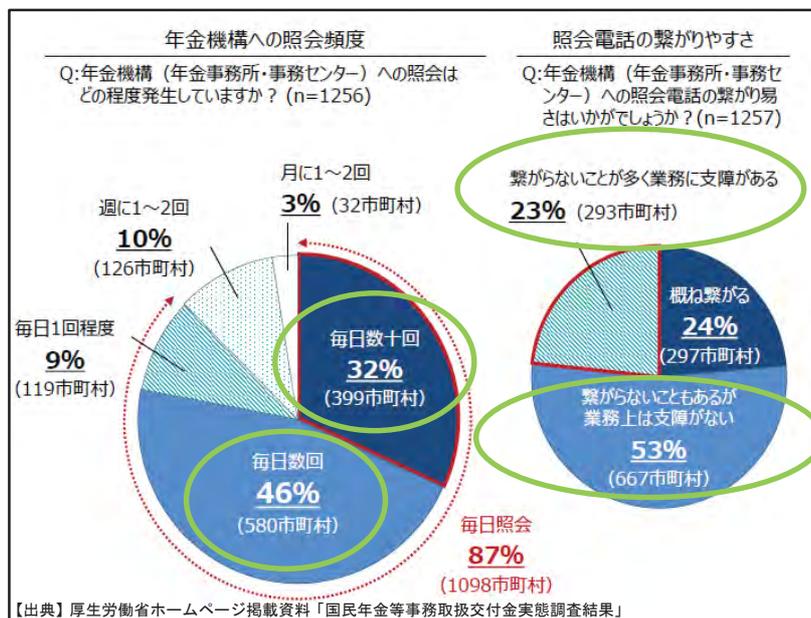
【年金記録の確認手段一覧表】

確認方法	概要	確認可能な情報	課題
①コールセンターへの電話照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構が外部委託で導入している照会専用ダイヤル。</li> <li>・市町村からの国民年金の適用に関する「簡易な照会」に対応する。</li> </ul>	基礎年金番号が判明している者の資格記録、納付記録、免除申請の有無等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>窓口の住民と対話をしながらの状況確認ができない。</u></li> <li>・<u>聞き間違い等を原因とした事務誤りが起きる可能性。</u></li> </ul>
②ねんきんネットによる画面照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構と覚書を締結することで設置できる被保険者情報照会用端末。</li> <li>・希望する市町村のみに導入される。</li> </ul>	別表のとおり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>確認できる情報の範囲が限定的。</u></li> <li>・一定時間ごとに行う再ログインの方法が煩雑。</li> </ul>
③機構への電話照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金事務所又は事務センターへの電話照会。</li> <li>・①の「簡易な照会」以外の照会や、②では確認できない情報に関する照会に対応する。</li> </ul>	法定受託事務及び協力・連携事務に必要な情報。ただし、確認書類や市町村の住民基本台帳等の公簿情報で本人確認ができていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>①の課題に同じ。</u></li> <li>・機構から住民への納付書や通知書等の大量発送後は繋がりにくい。</li> <li>・市町村職員が①や②では対応できないと見込み、機構に照会することに伴う機構職員の事務負担の増。</li> </ul>
④ウインドマシンによる画面照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構で使用されている全年金情報が管理される情報照会用端末。</li> <li>・機構が住民に発送する「ねんきん特別便」等に関する年金相談に協力する市町村に貸与される。</li> </ul>	住民の年金記録に係る全情報が管理されているが、現状は、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に係る情報のみ照会可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の事務に活用する目的以外では市町村に貸与されず、用途が極めて限定されている。</li> </ul>

## イ 機構への電話照会についての補足

実態調査の集計結果（約 1,250 市町村が回答。）のとおり、機構への電話照会は毎日行っている市町村が多い。そのうち、**約3分の1の市町村**が、毎日数十回の照会を行っている。本市窓口担当の職員のヒアリング結果でも、最も活用している確認手段であった。

繋がりのやすさの集計結果では、**約4分の3の市町村**が繋がらないと回答している。なお、この調査後の平成28年1月以降、機構にコールセンターが導入されたため、この割合が変化している可能性があるが、コールセンターに従事する職員は、年金実務に精通していないと推測され、やり取りが長引くことが多く、活用しづらいという意見が窓口担当の職員から聞かれたことから、今後の効果の検証が待たれる。



## 4 支障事例 （注）「1号」とは第1号被保険者、「2号」とは第2号被保険者のことをいう。

### 【事例1】資格取得

#### (1) 法定受託事務

資格取得届の記入方法を説明し、作成した届書の内容を確認する。

#### (2) 協力・連携事務

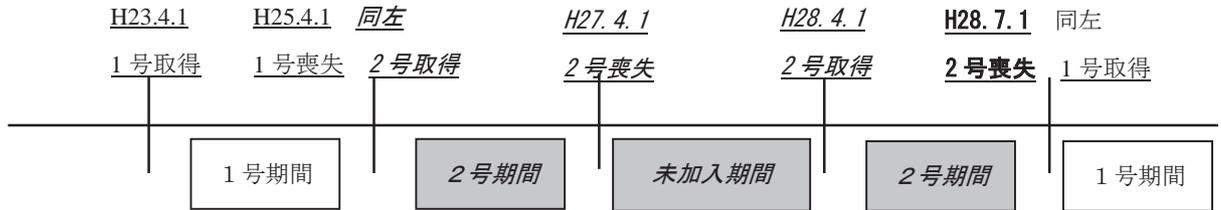
- ① 保険料の納付及び納付方法（口座振替、クレジットカード、前納）に関する案内  
保険料額や納付方法等を案内する。口座振替、クレジットカード、前納についての説明及び申出書の提出を依頼する。また、保険料の納付が困難な方には、免除制度を案内する。
- ② 年金制度の周知に関する相談  
年金給付に関すること等一般的な年金制度に係る質問について、制度説明をする。

### ◎ 支障事例の内容

資格取得の際、直前制度の資格喪失年月日やそれ以前の未加入期間の確認後、届出を案内する。

まず、1号加入のため、直前の2号喪失情報（H28.7.1）を確認する。その際、ねんきんネットでは、2号期間はH28.7.1という年月日のみが確認可能な情報であり、それ以外は表示されない。

それ以外の記録（次ページの図の斜体文字部分）も参照できれば、図の未加入期間の把握ができ、保険料納付案内等の対応が可能となる。現状は、機構への電話照会時に助言をいただいて対応している。



## 【事例2】保険料免除の申請及び相談

### (1) 法定受託事務

免除制度に関する説明後、申請可能な過去の期間を調査し、申請書の記入方法を説明する。記入された申請書の内容を確認する。また、市町村保有の所得情報を調査し、申請書に添付する。

### (2) 協力・連携事務

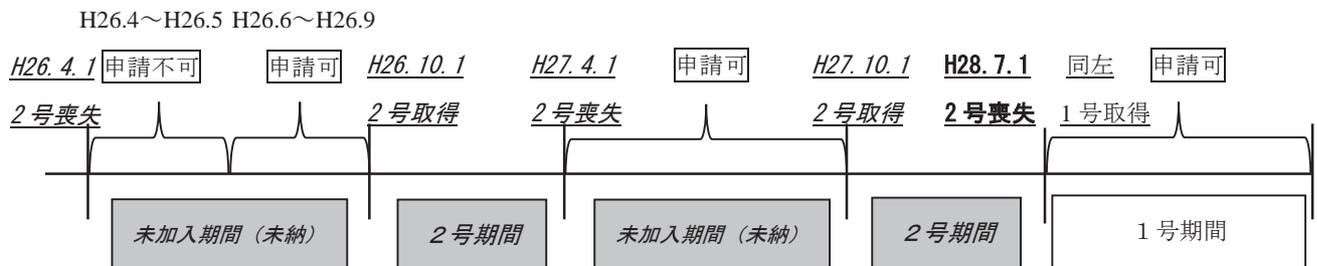
年金給付への影響等、年金制度全般に関する相談に対応する。

## ◎ 支障事例の内容

平成28年7月時点で下図の状況にある方について、免除申請が可能な過去の期間の調査を行う際、ねんきんネットでは、**図の斜体文字部分**の記録の把握ができない。それが把握できれば、図の「申請可」の部分は免除申請（1号取得の届出も勧奨。）を案内し、「申請不可」の部分は後納制度を案内（※）できる。

※ 保険料は2年1か月前までのものが納付対象であるため、平成28年7月時点で平成26年5月以前分は納付できない。ただし、現在は平成30年9月までの時限措置により、過去5年分の保険料納付ができる「後納制度」があるため、それを周知する。

現状は、事例1と同様、機構への電話照会時に助言をいただいて対応している。



## 【事例3】老齢基礎年金の裁定請求

### (1) 法定受託事務

1号期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金の裁定請求に際し、記入内容や添付書類に関して説明する。記入された裁定請求書や添付書類に係る内容を確認する。

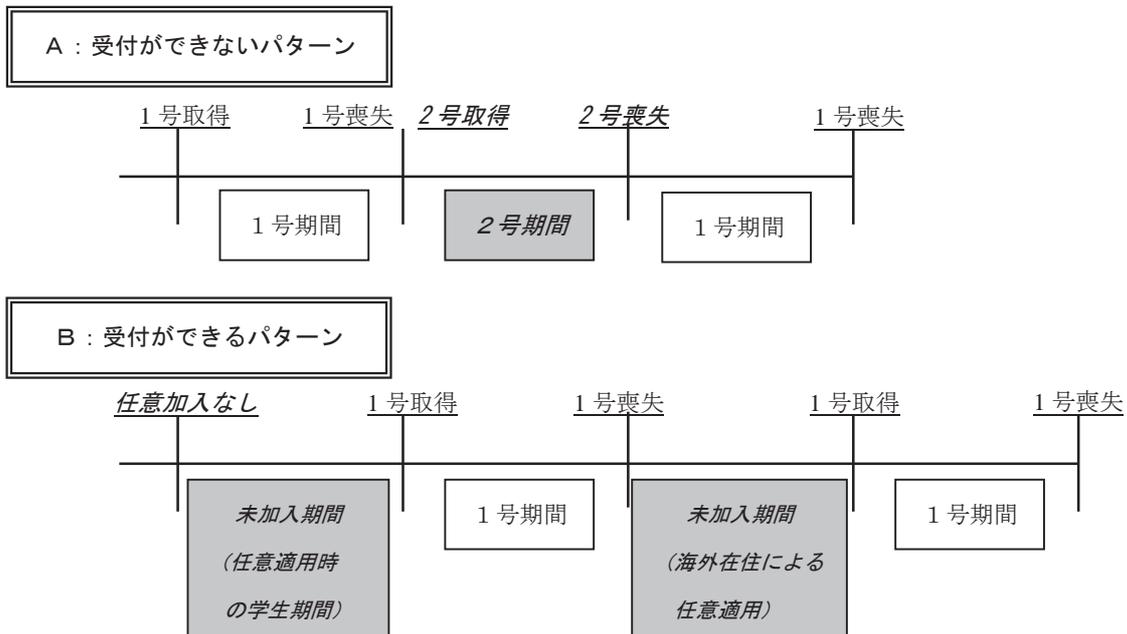
### (2) 協力・連携事務

裁定請求後の振込までの流れや概算による見込額等、年金制度全般に関することを説明する。

## ◎ 支障事例の内容

市町村で受付可能なのは、1号期間のみを有する方の裁定請求である。

ところが、ねんきんネットの記録における空白箇所(図の斜体文字部分)については、2号期間なのか未加入期間なのかが判断できない。もし、この箇所が2号期間であった場合は受付できないため、機構への電話照会でその有無を確認する必要がある。



#### 【事例4】受給権者の死亡に関する届出書の受理

##### (1) 法定受託事務

受給権者が死亡した場合、遺族からの死亡届と未支給年金請求書の提出の際、記入方法や添付書類に関して説明する。記入された届書の内容を確認する。

##### (2) 協力・連携事務

支給決定後の振込までの流れや概算による見込額等、年金制度全般に関することを説明する。

#### ◎ 支障事例の内容

市町村で受付可能なのは、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されていた方に係る届書のみである。

窓口においては、遺族が受給権者の年金証書を持参されない場合はもちろん、持参された場合でも市町村で対応可能な年金給付のみなのか判断するために記録確認が必要である。ところが、ねんきんネットでは年金給付の状況(年金受給の有無及び受給していた年金の種類が必要。)は全く確認できないため、機構への電話照会が必須である。

## 5 提案内容の実現手段及び実現の効果

### (1) 提案内容の実現手段（案）

市町村が年金記録の確認に活用できる電話以外の手段は、ねんきんネットとウインドマシンの2種類であるが、次の理由から、①よりも②の運用改善の方が、現実的であると考えられる。

#### ① ねんきんネットの改修による仕様変更

システム改修により、照会可能な情報の範囲を拡大すること及び利便性を向上することを実現するための仕様変更をする。

課題として、全く保有できていない年金給付等の仕様変更には、大幅な改修が必要になると推測される。また、利便性の向上について、再ログイン時の煩雑さやリアルタイムで記録に反映できないこと等に関しても並行して取り組むのが望ましい。

#### ② ウインドマシンの市町村への貸与

年金記録に係る全情報が管理されているため、市町村の事務に必要なない情報（例：年金給付額等）を制限する方法の検討等の課題はあるが、希望する市町村に、広く貸与できるルールとする。具体的には、次の運用改善が一例として考えられる。

#### 【運用改善例】

現在、ウインドマシンは、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」の通知に伴う年金相談に協力・連携事務の一部として協力する場合のみ、市町村へ貸与されている。その貸与基準として運用されているのは、「市町村における窓口装置を用いた『ねんきん特別便』等の年金記録に関する相談業務実施要領」であると認識している。

これらの年金相談以外の法定受託事務や協力・連携事務にも広く活用できるよう、同実施要領を改訂し、貸与基準を変更する。

※ 上記の案にとらわれず、窓口における住民満足度の向上を図るため、市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大を求める。

### (2) 実現の効果

#### ① 住民サービスの向上

相談対応時に住民との対面による記録確認ができ、迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。

#### ② 事務誤りの防止

電話照会に伴う伝え間違いや聞き間違いを原因とした事務誤りの発生を防げる。

#### ③ 事務量の軽減

市町村職員及び機構職員の年金記録の確認事務に要する時間の短縮に伴い、事務量の軽減につながると見込む。

## 1 協力・連携事務の主な内容

項番	事務の内容	概要
1	資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進	資格取得時等の届を受理した際に、保険料の納付特例を行う。 また、口座振替、クレジットカード納付及び前納の制度について案内し、その結果、申出書が提出され、実際に口座振替、クレジットカード納付、前納に結びつくこと。
2	国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進	国民健康保険や市民税等の公金の徴収事務に際し、併せて口座振替、クレジットカード納付及び前納の制度について案内し、その結果、申出書が提出され、実際に口座振替、クレジットカード納付、前納に結びつくこと。
3	保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の 広報誌への掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行する広報誌等に、保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事を掲載する。</li> <li>・日本年金機構が作成した全国一律のパンフレットを使用し、そのパンフレットの印刷及び配布等を行う。</li> <li>・市町村が運営するホームページの掲載(作成費及び管理費を含む)、電波及び有線を使用したテレビ(ケーブルテレビを含む)及びラジオ(防災行政無線を含む)、懸垂幕や電光掲示板及び看板で広報を行う。</li> </ul>
4	市町村において行われる業務や年金制度の周知に 関する相談	法定受託事務に関わらない年金相談を行う。
5	日本年金機構との合意により行われる各種情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本年金機構が行う国民年金保険料未納者対策のための「所得情報」の提供</li> <li>② 住民基本台帳ネットワークシステムから情報が得られない外国人(20歳、34歳及び44歳到達者)等の情報提供</li> <li>③ 電話番号の情報提供(一覧表等による電話番号の情報提供)</li> <li>④ 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の年金事務所(事務センター)への回送 (市町村窓口で受け付けることにならない各種申請書等)</li> <li>⑤ 居所未登録者の再点検(一覧表等による居所未登録者の情報提供) ※交付要綱上は存在しているが、26年度の協力連携計画書より項目削除</li> <li>⑥ 日本年金機構との合意により行われる情報提供に必要なシステム修正等</li> <li>⑦ その他の情報提供(①から④の項目以外で日本年金機構との合意により行われるもの) (居室番号の情報提供、法定免除該当者等の情報提供、その他情報提供等)</li> </ul>
6	その他地域の実情を踏まえた協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請免除該当者に係る案内状送付等による申請手続の周知</li> <li>② 短期証の交付(国保被保険者証の更新対象者と国年未納者情報の一致状況確認処理)に係るシステム修正等</li> <li>③ 国民年金被保険者名簿(磁気媒体)に係るシステム修正等</li> <li>④ 日本年金機構より貸与された窓口装置を用いた「ねんさん定期便」等の年金記録に関する相談の実施</li> <li>⑤ 障害者手帳等交付者への障害年金請求手続きの周知・案内</li> <li>⑥ 「市区町村の窓口における「ねんさんネット」情報の提供について」 に係る協力及び「「気になる年金記録、再確認キャンペーン」御協力のお願い」に係る協力</li> <li>⑦ ①から⑥までの他、地域の実情を踏まえ特に必要があると認めたともの</li> </ul>

別表

2 「ねんきんネット」で確認可能な情報

基本情報	資格記録	納付記録	第2号被保険者 喪失情報
基礎年金番号 生年月日 性別 カナ氏名 漢字氏名 納付督促期間 国保短期証交付状態 郵便番号 漢字住所又はカナ住所	資格取得年月日 種別 取得理由 資格喪失年月日 原因 喪失理由	年度 納付状況（5年度分） 納付年月日（5年度分） 未納保険料額（5年度分） 納付督促期間 被保険者期間 未納月数 納付月数 全額免除月数 4分の3免除月数 半額免除月数 4分の1免除月数 学生納付督促月数 付加月数	基礎年金番号 生年月日 性別 カナ氏名 漢字氏名 郵便番号 喪失年月日 喪失制度 漢字住所又はカナ住所

## 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則（平6）11①⑤・（平16）23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受け、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受け、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受け、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受け、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受け、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注）市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

## 市町村との協力・連携

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかつた資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

### 協力・連携の状況（平成25年度）

- |   |                                    |             |
|---|------------------------------------|-------------|
| 1 | 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進       |             |
|   | (1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）        | (1, 735市町村) |
|   | (2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 | (1, 519市町村) |
| 2 | 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載               | (1, 603市町村) |
| 3 | 市町村において行われる相談業務                    | (1, 725市町村) |
| 4 | 各種情報提供                             |             |
|   | (1) 所得情報の提供（紙）                     | (307市町村)    |
|   | (2) 所得情報の提供（磁気媒体）                  | (1, 610市町村) |
|   | (3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）       | (851市町村)    |
|   | (4) 電話番号の情報提供                      | (1, 060市町村) |
|   | (5) その他の情報提供                       | (1, 253市町村) |
|   | (6) 法定受託事務以外の申請書等回付                | (1, 223市町村) |
|   | (7) 情報提供に必要なシステム開発                 | (23市町村)     |
| 5 | 障害者手帳交付者への障害年金周知                   | ( — 市町村)    |
| 6 | その他地域の実情を踏まえた協力                    |             |
|   | (1) 申請免除該当者への案内状送付                 | (41市町村)     |
|   | (2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談            | (107市町村)    |
|   | (3) ねんきんネットの情報の提供                  | (573市町村)    |
|   | (4) ねんきんネットの導入                     | (256市町村)    |

※（ ）内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数



## 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和

平成 28 年 7 月 14 日

指定都市市長会

### 1 提案概要

#### (1) 背景

公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という。）に基づき取得した土地は、同法第 9 条各号に基づく利用しか出来ないと解されるため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を保有し続ける状況が続いている。

#### (2) 提案内容

法第 9 条第 2 項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った（果たした）と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。（少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。）

### 2 規制緩和を求める理由（支障事例等）について

全国的に少子高齢化の進展や、今後の人口減少等が見込まれる中で、名古屋市の都市計画道路及び都市計画公園事業では、都市計画運用指針に基づき策定した「都市計画道路整備プログラム」※<sup>1</sup>、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」※<sup>2</sup>に沿って都市計画の変更について検討を進めてきている。

その中で、未整備の都市計画区域について、社会経済情勢の変化を踏まえ、各事業の現状及び将来的な状況を検証した上で、都市計画の見直しを図り、規模や機能面での支障のない箇所でも都市計画区域を変更した。

その結果、公拡法で取得した土地が都市計画区域外に複数存することとなったが、管理については公拡法の制限を受け、同法第 9 条各号に基づく利用しかできない。

当該用地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。

そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している。

（当該用地の箇所数、所在地、規模等については、別紙 1、2 のとおり。）

※ 1 名古屋市「都市計画道路整備プログラム」抜粋

#### I. はじめに

「本市においては、低経済成長の定着などにより依然厳しい財政状況が続いており、一方で、人口増の停滞や少子高齢化、地球温暖化など社会環境は大きく変化しています。（中略）

このプログラムに基づいて未着手都市計画道路整備の進行管理を行っていくこととなりますが、将来的には財政状況の変化に伴う道路整備費の変動や事業中路線の進捗の遅れなども考えられるため、概ね 5 年ごとにプログラムの見直しを行っていくこととします。」

※ 2 名古屋市「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」抜粋

#### IV. 長期未整備公園緑地への対応

##### 3. 都市計画の見直しの検討

「近年の社会情勢に適応したものとなるよう長期未整備公園緑地について、必要な都市計画の見直しを行います。都市計画の見直しは、以下に示す公園緑地計画の検証結果を踏まえ、都市計画の見直しの方針に基づいて検討します。」

### 3 想定している事業の用途について

当該用地が都市計画事業を進捗させるために取得した土地であることから、都市計画が変更され元の都市計画事業の用に供することができなくなったとしても、本市の都市計画事業全体の進捗のために活用したいと考えている。

そのため、現在は当該用地を公拡法第9条第1項第1号の規定に基づき別の都市計画事業の代替地とする目的で保有しているが、社会経済情勢の変化などにより、計画通り進捗していない都市計画事業がある中で、当該用地を別の都市計画事業の代替地として提供するという形ではなく、公的な目的に資する形で活用を図り、都市計画事業全体の事業進捗のスピード化を図ることができると考えている。

### 4 他の制度（地域再生制度等）の活用について

別紙3のとおり、当該用地が市郊外であっても一定の面積を超える土地で、地域再生制度等を活用できるものについては積極的に検討すべきと考えている。一方で、本市の当該用地は、別紙4にあるような個人の買い取りの申し出に応じて取得した市郊外に点在している面積の小さい用地（200㎡未満）が多いため、その利用方法が限定される。こういったケースの場合は地域再生制度等を活用できる見込みは非常に低いと思われ、このような法に基づく計画事業で開発していくより、地域ニーズに応じ、個別に公共的な利用の促進につなげていく方が適当と考える。

今後、都市計画の見直しを進めていく中で、都市計画区域から外れた区域に存在する先買い土地が増加すると見込んでおり、都市計画事業全体をできるだけ進めていくため、地域再生制度等を活用できる見込みのない（低い）ものは、売却を含めた公的な目的に資する利用ができるよう認めていただきたい。

以上

公拡法により先行取得し代替地として買戻した土地(平成28年3月31日現在)

番号	所在	面積	取得目的		都市計画区域外 となった理由	未利用公有地として 残存している理由
			都市計画事業	用途		
※ 1	昭和三区東畑町1丁目38番9	132.63	高田町線	事業地	周辺道路における現況及び将来の交通状況、社会情勢などの変化を踏まえ、都市計画を廃止した。	現状、都市計画事業の代替地として利用する方針であるため。
※ 2	昭和三区東畑町1丁目38番10	183.09	高田町線	事業地		
※ 3	昭和三区小桜町1丁目5番	209.32	高田町線	事業地		
※ 4	昭和三区吹上町1丁目7番1	417.06	高田町線	事業地		
※ 5	昭和三区広池町2番	208.09	高田町線	事業地		
※ 6	昭和三区広池町4番	75.13	高田町線	事業地		
※ 7	昭和三区広池町6番	97.86	高田町線	事業地		
※ 8	昭和三区小桜町1丁目5番2	201.23	高田町線	事業地		
※ 9	昭和三区御器所通1丁目8番1	199.32	高田町線	事業地		
※ 10	昭和三区紅梅町1丁目5番1	77.42	高田町線	事業地		
※ 11	昭和三区紅梅町1丁目7番	221.07	高田町線	事業地		
※ 12	昭和三区北山町1丁目9番	201.85	高田町線	事業地		
※ 13	昭和三区鶴羽町1丁目9番1	584.25	高田町線	事業地		
※ 14	昭和三区御器所通1丁目6-1	61.64	高田町線	事業地		
※ 15	昭和三区御器所通1丁目7-3	184.19	高田町線	事業地		
※ 16	中川区好本町一丁目5-1	134.99	松葉公園	事業地		
※ 17	中川区好本町一丁目6	472.00	松葉公園	事業地		
※ 18	中川区好本町一丁目7	618.00	松葉公園	事業地		
※ 19	中川区太平通一丁目44-2	85.39	松葉公園	事業地		
20	港区新茶屋三丁目607	888.25	新茶屋川公園	事業地		
21	港区船頭場二丁目1027	246.00	船頭場公園	事業地		
22	港区船頭場四丁目107	157.04	船頭場公園	事業地		
23	港区川西通三丁目29	176.81	土古公園	事業地		
24	港区川西通三丁目29-2	128.71	土古公園	事業地		
25	港区川西通三丁目29-3	89.62	土古公園	事業地		
26	港区東土古1丁目24-1	864.98	土古公園	事業地		
27	港区東土古1丁目24-2	280.66	土古公園	事業地		
※ 28	港区東土古町1丁目20	123.96	土古公園	事業地		
※ 29	港区東土古町1丁目21	123.96	土古公園	事業地		
30	南区貝塚町29-3	110.75	笠寺公園	事業地		
31	南区白雲町13-21	65.42	笠寺公園	事業地		
32	南区見晴町32-18	188.89	笠寺公園	事業地		
※ 33	南区見晴町32-7	165.52	笠寺公園	事業地		
※ 34	南区見晴町32-11	176.76	笠寺公園	事業地		
※ 35	南区白雲町12-1	49.58	笠寺公園	事業地		
※ 36	南区白雲町12-2	125.61	笠寺公園	事業地		
※ 37	南区白雲町12	1,014.00	笠寺公園	事業地	取得時より都市計画区域外。	
38	千種区田代町字岩谷38-10	179.69	池内猪高線	代替地		
39	東区大幸二丁目118-1	392.98	ガイドウェイバス	代替地		
40	北区辻町6丁目8-2	187.55	三階橋	代替地		
41	西区名塚町1丁目129	237.55	江川線	代替地		
42	守山区喜多山二丁目314-1	96.40	小幡西山線	代替地		
43	緑区大高町字平地19-1	26.06	名古屋碧南線	代替地		
44	緑区大高町字平地20-6	185.97	名古屋碧南線	代替地		
45	緑区大高町字平地24-5	0.43	名古屋碧南線	代替地		
46	緑区大高町字平地25-6	107.67	名古屋碧南線	代替地		
		10,755.35				

・番号の前に※のある土地は、現時点で名古屋市土地開発公社が所有しており、将来的に買戻す予定。